

高橋しんすけ 議員報告

みんなの党 高橋伸介：1953.4.25生れ、A型。佛教大学卒。京都信用金庫に10年勤務後、染色補正技能士として京都の伝統産業に従事。市民オンブズマンを経て1999年より市議会議員。後援会組織を持たず、一切切を一人でこなす**完全ひとり選挙**の手法を貫き現在4期目。行財政改革系・納税者系・オンブズマン系の市議会議員。平成22年9月よりみんなの党。



twitterとfacebookは
非常時用に開設しています。



枚方市役所議会事務局〒573-8666 枚方市大垣内町2-1-20 tel 072-841-1221 自宅〒573-1106 枚方市町楠葉(まちくずは)2-27-6



99年開設以来のデータを蓄積。
日記も頻繁に更新中。

高橋しんすけ議員報告ホームページ

6月議会のご報告

市の大林組による談合事件総括のお粗末さ

今号では、まず、6月議会でのご報告をいたします。

その前に5月14日、議会役員選挙などが主の臨時議会が開催され、その後、全員協議会が開かれました。全員協議会での案件は総務部より提出された「**談合問題にかける総括について**」であります。

中司前市長の最高裁判決が本年2月4日に上告棄却となり、前市長の無罪主張もむなしく、1審判決(平成21年4月28日)である懲役1年6ヶ月、執行猶予3年が確定しました。

この大林組による談合事件についての私の結論は、1審判決直前の平成21年3月に地域でお配りした議員報告地域配布版(配布版23号)でご報告したとおり、小堀前副市長は完全に無実無罪。中司前市長は逮捕起訴にあたらないうものでした。

小堀前副市長は苛烈きわまる取り調べや予断と偏見にもとづく一部市民からの罵詈雑言にも耐えられながら、平成21年4月27日に無罪判決が出され、検察も控訴せず、5月12日に無罪判決が確定しました。検察から濡れ衣を着せられ、無念の思いで副市長をお辞めになった小堀さんには、その後、

平成21年9月25日に市の顧問としての条例が日本共産党を除いて全会派の賛同により可決され、小堀さんは復権を果たされました。

しかし、中司前市長は無罪主張を続けられたものの、苛烈な取り調べ段階の供述が災いし、何ら物的証拠も無いまま、収賄事実無き有罪という異例の判決が決定しました。

私自身は、このことについて、「**檢察特捜**」という国家権力のメンツを慮る(おもんばかる)司法判決であり、中司さんは檢察の捜査ミスを隠すためにスケープゴート(身代わり)とされたように強く感じているところです。

冒頭、申し上げた行政の事件総括である「**談合問題にかける総括について**」には、事件の背景や中司前市長の公判主張などがまったく記載されず、ただ単に判決文にそった一方的な記述のみで、私は**6月議会一般質問**において、「談合問題にかける総括について」の文書は**歴史に耐える総括文書ではなく**、やり直しを求めましたが、やり直されることもなく、中司さんに対して極めて安易に退職金返還を求めた文書となっています。

私の一般質問では、まず1回目、過去、自治体の市長が退職金の返還請求を受けるような事件はどのようなものがあつたのか。1995年に誕生した中司市政12年の財政上の効果額や市政に対する貢献度。マスコミや一部政治団体から「官製談合」と決めつけられたが、実際は官製談合ではなかったとの認識で間違いはないか。の3点を確認しました。その後、総括文書の中身についてただしました。

私の質問の詳細は、私のホームページ及び議会のホームページにアップされています。平成25年第2回定例会一般質問の6月17日の所に**ユーチューブにて動画もアップ**されていますのでご参照していただくと、ここでは要点だけを述べます。

行政から出された「談合問題にかかる総括について」の報告書では、中司前市長には収賄の事実も物的証拠もなく、裁判で一貫して無罪を主張して最高裁まで争ってこられたこと。

また、談合対策の現職警察官が収賄を働いた特殊性や担当副市長であられた小堀前副市長が完全な形で無罪を勝ち取られたこと、行政執行プロセアに談合が入り込んでおらず一般的な官製談合でないことなどを改めて指摘いたしました。

また、百年に一度あるかないかの異例なこの事件の特徴が総括文書に記載もされず、また中司前市長が無罪を訴えて最高裁まで争われた経緯や裁

判の争点も記載されておらず、人権上の配慮もないことから総括文書のやり直しを強く求めました。この事件では、談合を行なった大林組からの賠償金により、市の損害が発生するどころか、結果的に2億8380万円の余剰まで発生しています。市の「談合問題にかかる総括」を受けて、10月20日現在、中司さんの「退職手当審査会」が市役所内で開かれています。

中司さんは、ご自身の「中司宏の航海日誌」という7月12日付のブログでこのように述べられています。少し長いですが抜粋して引用いたします。

中司さんのブログより（引用）

「返納が求められるのは、10年前の平成15年5月と、6年前の平成19年5月に支給された退職手当合わせて約5千万円です。今年2月に私の上告が棄却されたことを受けて、5月に枚方市が「談合問題の総括」をまとめたさい、退職手当の返納を求める方針も公表されました。

市がまとめた「総括」は、判決文をごく簡単に要約したもので、極めて不十分ながらも▽行政側の事務執行上のプロセスに談合が入り込んでいなかったこと（＝つまり官製談合

ではなかったこと）▽民事訴訟の判決から、市に実質的な損害がなかったこと（＝大林組等からの賠償金でむしろプラスになっていること）などの点は記載されています。

私は、判決そのものに重大な事実誤認があることから現在再審請求を準備しており、市に対し「総括」の見直しとともに、退職手当の返納について慎重な対応を求めていきます。聴聞通知書によると、退職手当返納の根拠とされているのは、「市長の給与及び退職手当に関する特別措置条例」をはじめ関係する四条例です。

「特別措置条例」は、私が起訴された翌日の平成19年8月21日に施行されたもので、「退職手当の全額を返納させることができる」との内容がうたわれています。

これに対し、意見陳述書で指摘したのは、1、枚方市の条例において、本件退職手当の返納の根拠となりうる法令が存在せず、本件不利益処分は違法であること

2、仮に、根拠となりうる法令が存在したとしても、返納の要件を満たすものではないこと

3、仮に1、2、の要件を満たしたとしても、退職手当全額の返還を求めることは行政裁量を逸脱するもので違法であることの三つの論点です。

具体的には、

1、の根拠となる法令については、▽特別措置条例では、「不利益不遡及の原則」から、施行日以前に支給された退職手当について遡及して適用し、返納させることはできない▽それ以前の条例では、「市長等の退職手当の支給方法については、一般職員の例による」とのみあり、返納について準用されると解釈することはできない―など、いずれの条例も本件返納の根拠にはならないこと

2、の返納の要件については、判決に重大な事実誤認があるため再審請求の準備をしている状況での返納命令などが、法令の適用を誤っていること

3、については、「返納させることができる」と、一定の行政裁量を認めた条例の規定であるのに、支給後10年及び6年も経過した退職手当全額の返納を求めるのは、「不利益処分は必要最小限でなくてはならない」とする「比例原則」の観点などから行政裁量を逸脱することなどの意見を述べるとともに、以上の点について当局側に再三にわたって質問しましたが、明確な答えはありませんでした。

最後に、▽今後設置される枚方市退職手当審査会場で私の思いを述べさせていたたくこと▽事務局が作成する本日の聴聞調書は「要約」ではなく「全文」掲載とし、事務局が録音した内容は破棄しないこと―などを申し入れました。

以上が中司さんのブログの内容です。

私の一般質問で問題にした一つに、「市長の給与及び退職手当に関する特別措置条例第3条」に記載している「退職手当の全額を返納させることが出来る」という規定です。通常は「返納させなければならない」というのが一般的な規定です。ではなぜ、「ねばならない」ではなく「出来る」規定になったのか質問いたしました。この問題ではこの自治体においても「出来る」規定とは、「退職金を返納させることについて、**明白かつ合理的な理由が認められない限りにおいて返納を求めていく必要がある**」という考えであるはずですが、これは**有罪になったから直ちに返納!**という単純な行為を戒めるために議会は「出来る」規定を置くことでワンクッションを設け条例を可決しています。

しかし、行政側の答弁では、単に「返納の行使に関する権能が与えられているから行使する」という驚きの見解を示され、「明白かつ合理的な理由が認められない限りにおいて行使できる」という「出来る」規定の条例趣旨を逸脱する判断が示され、中司前市長の退職金請求へと動き出しています。この件では、あくまで私感になりますが、何か中司前市長に対する政治的な意図を感じています。

私の「中司市政12年の財政上の効果額や市政に対する貢献度について」の一般質問で、行政改革部の部長答弁では次のように述べられています。

部長答弁

「当時、バブル経済の崩壊による急激な景気後退などの影響により、平成7年度に実質収支が赤字に転落するなど、市財政の急速な悪化に直面していました。

こうした中で、平成8年に枚方市行政改革大綱を策定し、危機的な財政状況からの脱却、健全財政への転換を目標としながら、総人件費の削減や民間活力の活用等に取り組んできたところで

特に、平成11年度には実質収支の赤字額が約30億円となり、財政再建準用団体への転落が危惧される危機的な状況にありましたが、行政改革の取り組みにより、赤字財政からの脱却を果たしました。その結果、平成14年度以降、9年連続での実質収支の黒字化を実現するとともに、長年の懸案課題であった東部清掃工場や火葬場の整備、さらには学校園の耐震化など、市民生活に不可欠な施策の着実な推進を図ることができたものと考えています」

このように、財政再建団体直前（倒産）の市を立て直され、比較的落ち着いた財政まで持ち直された最大の功労者でもあります。このことや裁判経過を見ただけでも私は退職金返還にはあたらないうように考えています。

何はともあれ、この大林組による談合事件は、私の議員在職中の事件ですので最後まで見届けたいと思っています。

わいわい

この談合事件では、一部の市民団体から市に対して法外な金額の民事裁判も起こされました。

しかし、裁判所は大林組の談合事件に対して、清掃工場の建屋工事の落札価格55億6千万円に對して様々な事情を勘案して損害額を3億円と認めるのが妥当と判断されました。

大林組は談合したことにより、契約に基づき枚方市に賠償金5億8380万円をすでに支払っているの、市に損害は発生しないというものでした。

結果的には、裁判所の判断価格からすれば、2億8380万円の余剰となっています。実際、入札において、固定価格はなく、

一般水準に比べてどうかという判断しかありません。私自身は、落札価格は損害そのものも発生していない金額ではなかったかと感じているところです。

この事件について様々なことを考えますと、時の流れは、従前の単なる「談合罪」からの事件には適用されないのです。「官製談合防止法」への流れとなってきたことや、大林組にターゲットを絞っていた地検特捜とは別に、大阪東北部の利権を内偵していた大阪府警特捜の動きが重なってしまったこと。そして、その府警特捜警部補の収賄事件と重なって事件が大変複雑なものになった事があるように思いません。

刑事裁判の方では中司前市長には大変気の毒な結果となってしまいました。時が運としか言いようがないように感じます。

その点、民事裁判の判決は、地検特捜の思惑（誤ったシナリオ）とは関係ないだけに、素直にほぼ納得の出来るものでした。これが本来の素直な裁判であるように思います。……

今号では、市の談合事件総括だけで紙面を使ってしまうので、次号では、本市の決算や総合文化施設のご報告が出来ればと思っています。



議員のホームページや議員報告（ペーパー版）は政務調査の目的により運用しております。市政に関するご意見、ご提言、ご感想をお寄せ下さい。尚お名前やご住所は他の目的を持って使用することはありません。

くずは駅前報告～ライブ通信
(2013年8月現在653回目のご報告)
くずは駅周辺4ヶ所で朝6:30~8:30
(土日祝雨天そして用事のある日は休みです)



駅前報告
再開できて
おりませんが
ガンバリマス!